

明治大正期行政文書からみた尾西住民の階層構成

——愛知県尾西地方5町村の県税戸数割等差表の分析から——

中 島 茂

1. はじめに

愛知県西北部、現在の一宮市から稲沢市にかけての尾西地方は、近世期以来の織物産地として知られ、明治期にかけては、その北部が木曾川扇状地上の養蚕地帯を背景とする絹織物、南部が濃尾平野の綿作地帯を背景とする綿織物の生産地となっていた。その中間地帯では明治期に絹綿交織物の生産が展開したが、明治末から大正期以降になると、服地毛織物生産が本格化し、戦後の高度成長期にかけては、尾西地方には日本最大の毛織物産地として広範囲に多数の中小織物工場が展開した。

明治大正期の近代化過程における尾西織物業の地理的展開については、川崎（1960、1964、1965、1967）による一連の研究があり、経済史研究からは、塩沢・近藤編（1985）が日本資本主義の成立・確立期における地主制の展開と、そのもとで零細小作農が賃織収入で農家経営を維持しながら、地域における生活と農業および織物生産の下支えとなっていたことを分析している。そこではまた、日本資本主義体制に組み込まれつつという評価の一方で、地元の中・上層農、中小地主層による紡績会社の設立など、尾西地方の相対的な自立的経済圏の形成についても指摘がなされている。

では、中小織物工場を展開させたであろう尾西農村における農民は、どのような経済階層をなし、中小織物工場主と農村経済の基盤となった農民的土地所有との関係は、具体的にはどのようなものであったのだろうか。中小織物工場主の経済階層についての検討は別稿に譲り、本稿では尾西農民の経済的階層構成に焦点を当てて分析検討を行いたい。これまでの研究は経済史研究における

地主制下での小作農民の低賃金労働力利用の社会経済メカニズムの解明や、地理学においても尾西織物業の労働力供給圏の地理的範囲の設定など、主として労働力基盤の研究に力点が置かれてきた。本稿は中小織物工場を簇出させた工場主の輩出基盤の研究が必ずしも十分ではなかったことに対する筆者なりのこの地域への関わり方を示す研究の一環である。

明治大正期の町村における住民の階層構成を知る手がかりとして、当時の地方税の一種である府県税戸数割を町村住民から徴収するための「府県税戸数割賦課等級表」の利用がある。これは地方税徴税のために町村ごとに作成された等級別納税名簿で、町村議会の審議事項であるため、議事録に綴じ込まれていることが多い。この名簿を整理分析することで、個別町村内における世帯の経済的階層構成が明らかとなる。明治後期から大正中中期にかけての時代は、愛知県においても地主制が進展した時期であり、町村内の農民を中心とした住民の階層分解が進んだ時期であった。筆者の大阪府泉北郡を対象とした研究では、村内中位層から上位層にかけての住民層の厚みがある地域で、多数の織物工場主が輩出される傾向があることを明らかにした（中島 2001）。尾西地方においてもそうした傾向が指摘できるのか、そうした分析を行う一環として、本稿では現時点で資料の得られる旧葉栗郡浅井町、黒田町、旧中島郡奥町、今伊勢村、丹羽郡西成村の5町村を取り上げ、それぞれの階層構成を分析検討する。

これらの5町村は、現在は愛知県一宮市に組み込まれており、おおむね市域の北部に位置している。次章では、まず利用資料の検討から始めたい。

2. 資料および対象町村の検討

(1) 「府県税戸数割賦課等級表」について

本稿で利用する「府県税戸数割賦課等級表」¹⁾は、明治大正期の税制の下で、府県または町村の主要財源となっていた「戸数割」に関係して各町村で作成された税務資料である。「戸数割」関係文書の資料的特性や課題については、佐藤（1992）による検討があり、「戸数割」を中心とした戦前期の地方税のあり

方については、水本（1998）の研究等が、また、戸数割税制を中心とした町村財政の課題等については、坂本（1988）等の実証的論考があって、ここでは詳しくは立ち入らない。しかし、この資料を用いるためには、対象となる明治後期から大正中期にかけての戸数割を中心とした地方税制を概観しておく必要がある。ここではおもに佐藤、水本によりながら、戸数割について略述しておく。

戸数割の法的根拠は、1878（明治11）年7月22日の太政官布告第19号によっており、その第1条には、以下の条文が掲げられている²⁾。

「第一条 地方税ハ左ノ目ニ従ヒ徴収ス

一 地租五分一以内

一 営業税并雑種税

一 戸数割」

この布告は同日に発布された第17号「郡区町村編制法」および第18号「府県会規則」と組みをなすもので、第17号第1条には「地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トス」とあり、第18号第1条には、「府県会ハ地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算及ヒ其徴収方法ヲ議定ス」とある。府県以下の地方行政上の必要経費は、地方税を徴収して賄うこと、その税の使い道や徴収方法は府県会が決めることが謳われている。しかし、これらの布告には戸数割について、上記以外に一切の記述や説明はなく（営業税と雑種税は、第2条で別途布告によって規定するとされている）、各府県の裁量に完全に委ねられた形になっている。この規定は1921（大正10）年の「府県税戸数割規則」によって、徴税の基準や方法が全国统一されるまで存続することとなった。その後、戸数割は1926（大正15）年に公布された地方税に関する法律によって、それまでの県税から市町村税へ移管された後、1940（昭和15）年に公布された地方税法によって市町村民税が創設されたことで廃止となった。以上が地方税としての「戸数割」の通時的な概略的経緯である。

愛知県における戸数割の扱いについては、『愛知県布達類聚』の地方税あるいは諸税の項目に関係する規則等が所収されているが、1879（明治12）年の

分に「戸数割規則」がはじめて登場する。そこでは同年5月20日付の甲第七拾四号として、「戸数割規則左ノ通相定本年七月一日ヨリ施行候条此旨布達候事」とし、全4条からなる条文が示されている。その後ほぼ毎年改訂が行われており、ここでは1884（明治17）年から施行された改正規則のうち、「郡部戸数割規則」を以下に提示しておこう³⁾。

〔甲号外 明治十七年五月十六日

明治十六年五月当県甲号外布達郡部戸数割規則左ノ通改正本年七月一日ヨリ施行ス

右布達候事

郡部戸数割規則

第一条 戸数割ハ戸籍上一戸ニ数フル家ニ依リ賦課ス

但官舎神社学校病院（公立共立トモ）土蔵物置ノ類ハ之ヲ賦課セス

第二条 一戸内ヲ區別居住又ハ同居ト雖モ竈ヲ異ニスルモノハ各別ニ賦課ス

第三条 戸数割ハ一月一日現在ノ戸数ニ依リ郡部会ノ決議ヲ取り課額税率ヲ定メ別段之ヲ布達ス

第四条 毎戸ノ貧富ヲ斟酌シ其賦課額ヲ定ムルハ町村会又ハ聯合町村会ノ決議ニ任ス

第五条 貧困ナルモノハ町村会又ハ聯合町村会ノ決議ヲ以テ除税スルヲ得ヘシト雖モ其町村負担額ヲ減スルヲ得ス

第六条 納期ヲ定ムル左ノ如シ

第一期 六月一日ヨリ三十日限 五分通前納

第二期 十二月一日ヨリ二十日限 五分通前納

第七条 戸長ハ毎戸ノ等級課額ヲ町村会又ハ聯合町内会ニ付シタル日ヨリ二十日間ヲ過キ議決セサルカ若シクハ事故アリテ開会シ能ハサルトキハ郡長ヲ経テ県令ノ指揮ヲ請ウベシ

戸数割は基本的には独立した家計を営む家（世帯）ごとに課される地方税で、今日の住民税に相当する税金である。1戸当たりの基準課税額は愛知県会の郡部会（県会議員のうち、都市部の名古屋区を除く、郡部選出議員で構成される

部会)で決められ、各町村に対しては、これにそれぞれの対象戸数を乗じた税額の県への納付が課された。各町村内での各戸への賦課額は、各町村会が対象戸をそれぞれの家計状況に応じて等級区分して決めたのである。しかし、上述のように1921年の全国統一基準の制定までは、等級区分の基準や方法は各町村に委ねられたため、町村ごとにまちまちとなり、同一町村でも時期によって等級区分が大きく変化している。愛知県の場合には、基本的には県から指示のあった賦課総額を一定の口数⁴⁾に分割し、各戸の資産状況に応じた等級区分ごとに口数を割り振って、その口数相当額を各戸から徴収したのである。ただ、そこでの問題は、どのような基準で等級区分したのかであるが、愛知県では第4条の規定にあるとおり、県によるガイドラインの設定などはなく、また、これまでのところ当時の各町村の議会資料を通覧しても、等級区分と等級ごとの口数(税率)は示されているが、区分の基準は一切記載がなく、町村会で「見立割」が行われていたものと考えられる。つまり、町村会議員、すなわち、町村内有力者層が各戸を毎年、その年の状況をみながら各等級に割り振っていたとみられる⁵⁾。そのこと自体の問題点は水本(1998)が引用している先行研究によって指摘されており、大島(1970)や坂本(1975、1988)等の分析に詳しい。

町村民を個別にどの等級に割り振るか、各等級にどの程度の税額を設定するかは、毎年の町村会の重要な審議事項で、そこでは町村内有力者の考え方が強く反映していたことは間違いない。そして、有力者層に都合のよい徴税が行われていたことも十分考えられるであろう。そこでは実際の資産規模に見合った公平な徴税が行われていたかどうかもたしかに問題である。しかし、対象となる数百戸~千戸程度の町村民の等級区分が、各戸の資産状況を無視して、まったくでたらめに当てはめられたとは考えにくい。実際にみられる毎年の順位変動は、その年の各戸の経済状況をそれなりに映し出しているとみられ、等級表を全体としてみれば、当該町村住民の経済的な階層構成を十分反映しているとみなすことができる。したがって、等級表を分析することで、それぞれの町村住民の階層構成の特性を明らかにすることは十分可能と判断される。

(2) 対象 5 町村の産業人口構成

本稿で対象とする現在の一宮市域に含まれる 5 町村の位置については、**第 1 図**に示すとおりである。いずれも木曾川左岸の沖積平野に位置し、標高 10m 前後の起伏の小さな水田および普通畑、桑園が広がる一帯である。これら 5 町村の特性を人口資料から見ておくと（**第 1 表**）、1906（明治 39）年は愛知県で 1889（明治 22）年の町村制施行以降、大規模な町村合併が全県的に行われた年であり（中島 2013）、1920（大正 9）年は第 1 回国勢調査の実施年である。1906 年の人口数は人口台帳に基づく数値であり、当時の人口統計の不正確さが表れているとみられるため、1920 年の国勢調査人口と直接比較検討することは避けるが、戸数では 800 戸台から 1,700 戸前後、人口では 5,000 人前後～9,000 人前後の規模の町村である。葉栗郡黒田町は 1910（明治 43）年に木曾



第 1 図 現・一宮市を構成する旧町村と対象 5 町村（1906 年現在）

注）下線のある町村が対象町村。

出典）筆者作成

第1表 対象町村の戸数および現住人口と産業人口

	1906年		1920年	
	戸数	人口	世帯数	人口
丹羽郡西成村	1,688	9,156	1,673	8,579
葉栗郡浅井町	958	5,206	1,018	5,028
葉栗郡黒田町	1,627	8,230	1,706	9,688
中島郡今伊勢村	1,051	6,054	1,150	5,968
中島郡奥町	842	5,738	855	4,566
	職業別有業者数(1920年)			
	総数	農業	工業	商業
丹羽郡西成村	3,176	2,455	415	111
葉栗郡浅井町	2,026	1,202	423	177
葉栗郡黒田町	4,588	1,545	2,343	350
中島郡今伊勢村	2,766	1,658	750	156
中島郡奥町	2,262	470	1,390	239

注) 黒田町は1910年に木曾川町へ町名変更。有業者数は本業者のみ。

出典) 1906年は『愛知県治一斑〔第九回〕』、1920年は『国勢調査報告』より

川町へ町名変更となるが、面積も含めてこの5町村では最大の規模である。他方、中島郡奥町は、1889年の町村制施行時においても他の村との合併はなく、単独で村制を実施したが、その後も合併はなく、1894(明治27)年に単独で町制を施行して1920年に至っている。町制ながら面積、人口規模ともこれらの町村中では最小である。

これら町村の明治期の産業を統計的に把握するのは難しいが、国勢調査を利用して大正中期の産業人口をみておく⁶⁾(第1表)、男女合計でみて農業従業者比率が最も高いのは西成村、今伊勢村、浅井町で、ほぼ6割から8割近くを占めている。これらに対して、黒田町では3分の1程度、奥町では2割にとどまっており、この両町では工業従業者比率が過半を占めている。ただし、男子だけをみると、黒田町でも約半数は農業で占められ、浅井町や今伊勢村ではほぼ3分の2前後を占めており、農業比率がかなり高いが、奥町では男子のみでも農業比率は4分の1程度にとどまっており、他の町村との違いが顕著である。商業従業者でみても、奥町では1割を超えて5町村では最も高くなっており、

浅井町の8%台、黒田町の7%台がこれに続いている。工業従業者についてはいずれの町村でも女子の従業比率が男子よりも高く、とくに黒田町では女子の工業従業者比率が78%、奥町で73%に達している。これらに続く今伊勢村で同比率は41%、残る浅井町と西成村では3割前後にとどまっている。このことは各町村における織物業など繊維産業の展開度の違いが反映しているとみることができる。とくに奥町は工業、商業比率とも高く、南に境を接する起町からの市街地の延長部分が奥町の町域に当たっていて、5町村中最も都市化の進んだ土地柄をなしているとみることができる。

以上の地域的な傾向は、大正中期の状況であるため、明治期には各町村はまだ農村的色彩がより強かったとみられるが、奥町などは都市的性格の強い町であったとみてよいだろう。これに対して、西成村や今伊勢村は農村的色彩が強く残る土地柄であったといえ、浅井町や黒田町はその中間的な状況にあったとみられる。では、これら町村の住民の階層構成はどのようになっていたのだろうか。以下にその点をみていこう。

3. 尾西地方5町村住民の階層構成

本章では現在の一宮市域に含まれる旧粟栗郡浅井町、黒田町、旧中島郡奥町、今伊勢村、丹羽郡西成村の5町村について、その住民の経済的な階層構成を検討する。分析の仕方は次の通りである。各町村で明治大正期に作成されていた「県税戸数割賦課等差表」に相当する資料を利用して、当該町村に県から割り振られた戸数割税額の等級ごとの負担割合を算出する⁷⁾。その等級ごとの負担割合を足し合わせて、上位から3分の1までの負担割合に含まれる諸等級を「上位層」、 「上位層」に次ぐ3分の1の負担に該当する諸等級を「中位層」、残る下位3分の1の諸等級を「下位層」とする。以上の3階層区分を用いて、階層構成の分析を行う⁸⁾。取り上げる町村の順番にはとくに大きな意味はないが、町制施行しているところ（都市的傾向が現れていると思われる）を先に挙げることにする。

(1) 葉栗郡浅井町

浅井町は、葉栗郡のほぼ中央に位置し、町の北縁は木曾川本川の南分流に面している。1891（明治24）年測量の正式2万分1地形図によれば⁹⁾、町内の広範囲に桑園が広がっており、町域西端や南端に水田がみられる程度で、木曾川扇状地の末端部に位置するとみられる。同町は町村制実施時の浅井村が1900（明治33）年に町制を施行し、1906（明治39）年に北隣の瑞穂村と合併して成立したが、旧浅井村から合併前の浅井町時代の村会（町会）決議録は残されておらず、合併後の分は大正期にかけて比較的よく残されている。また、旧瑞穂村の村会議事録は明治30年代の分が残っており、一定の利用が可能である。合併した1906年の現住戸数は統計上958戸であるが（第1表）、翌1907年の戸数割課税対象戸数は926戸となっており（第2-a表）、課税対象戸数（等外を含む）は明治末から大正中中期にかけて930戸台～940戸台で推移している¹⁰⁾。

浅井町の「県税町税賦課ニ供スル各戸等差表」は1907（明治40）年から大正期にかけて保存されており、ほぼ毎年度分を利用できるが、等級区分は1908（明治41）年にかけてが特別1等と1等から22等までの23区分、1909（明治42）年以降が特等と1等から23等までの24区分となり、大正期には1等から3等にかけての等級がそれぞれ甲乙に区分されて25～26区分される年度もみられる。各等級ごとの負担口数は、浅井町では「個」または「戸」として表記されており、1907年では特別1等の110個、1等の40個以下、22等では1分5厘となっている（第2-b表）。第2-a表では1907年～1918（大正7）年までのうち6ヶ年分を掲げたが、上位層に含まれる等級は特等から6等または7等までで（1907年は等級区分が異なる）、おおむね30戸台（1918年は20戸台にとどまる）を数える。町内の対象戸数が900戸台であるため、比率的にはほぼ3%台にある。中位層はおおむね8等から14等の等級に相当する。各年度ともほぼ200戸前後に当たり、比率的には20%前後を占めている。下位層はおおむね15等以下の等級で、700戸前後を数え、対象戸数の75%前後を占めている。

浅井町の場合、上位の中でも特等が突出して大きな負担割合となっており、

第2-a表 葉栗郡浅井町の戸数割等差表にみる等級別住戸構成

		上位	中位	下位	等外	合計
1907年	戸数	35	182	709	0	926
	税負担口数	427.00	388.90	470.20	0.00	1,286.10
1909年	戸数	34	194	702	13	943
	税負担口数	310.00	292.90	320.35	0.00	923.25
1911年	戸数	37	202	704	5	948
	税負担口数	331.50	303.40	317.05	0.00	951.95
1914年	戸数	34	199	699	5	937
	税負担口数	327.00	301.10	319.90	0.00	948.00
1916年	戸数	35	195	703	4	937
	税負担口数	335.50	290.80	315.60	0.00	941.90
1918年	戸数	27	206	710	5	948
	税負担口数	317.00	316.70	303.70	0.00	937.40

注) 各年とも階層ごとの税負担割合を3区分し、上位3分の1を「上位」、中位3分の1を「中位」、下位3分の1を「下位」としている。負担口数の表記は浅井町では「個数」であるが、1916年以降は「戸数」に変更されている。

1907年は上位：特別1等～5等、中位：6等～12等、下位：13等～22等

1909年は上位：特等～7等、中位：8等～14等、下位：15等～23等

1911年は上位：特等～7等、中位：8等～14等、下位：15等～23等

1914年は上位：特等～7等（2等は甲乙区分）、中位：8等～14等、下位：15等～23等

1916年は上位：特等～7等（1等、3等は甲乙区分）、中位：8等～14等、下位：15等～23等

1918年は上位：特等～6等（1等は甲乙区分）、中位：7等～14等、下位：15等～23等

出典) 『浅井町役場 議案綴』各年分より

1戸で110個～140個の負担であるため、特等を除く上位者の税負担割合は年度とともに下がる傾向にあり、村内上位層の最有力者への依存度が高まってきているとみられる。特等は、江戸期に代々接骨医を営み、尾張藩の御殿医を務め、「浅井万金膏」と称する膏薬の製造販売で巨万の利を得た森家（当主は森林平の名跡を代々踏襲）である。地主としての地代収入と薬の販売で、町内では並ぶものがない存在であった¹¹⁾。

ちなみに、浅井町と合併する以前の瑞穂村に関する明治30年代の戸数割等差表を見ると（第3-a表・第3-b表）、等級は1等～23等に区分されており（1903年の1等は甲乙区分あり）、上位層（1等～6等）が28戸、中位層（7等～11等または12等）が100戸前後、下位層が270～280戸を数え、上位が6%台、

第 2-b 表 浅井町戸数割等差表等級一覽

1907 年			1918 年		
等級	個数	戸数	等級	戸数	戸数
特別 1 等	110.00	1	特等	140.00	1
1 等	40.00	2	1 等甲	30.00	1
2 等	35.00	1	1 等乙	28.00	1
3 等	17.00	5	2 等	20.00	1
4 等	5.00	13	3 等	9.00	3
5 等	4.00	13	4 等	6.00	2
6 等	3.30	15	5 等	4.00	6
7 等	2.90	16	6 等	3.00	12
8 等	2.60	20	7 等	2.50	10
9 等	2.30	25	8 等	2.20	17
10 等	2.00	36	9 等	2.00	13
11 等	1.75	26	10 等	1.80	19
12 等	1.50	44	11 等	1.60	25
13 等	1.30	76	12 等	1.45	32
14 等	1.15	82	13 等	1.25	42
15 等	1.00	58	14 等	1.15	48
16 等	0.85	79	15 等	1.00	82
17 等	0.70	47	16 等	0.85	55
18 等	0.55	42	17 等	0.70	63
19 等	0.45	66	18 等	0.55	57
20 等	0.35	84	19 等	0.45	57
21 等	0.25	106	20 等	0.35	66
22 等	0.15	69	21 等	0.25	77
等外	0	0	22 等	0.15	124
…	…	…	23 等	0.10	129
…	…	…	等外	0	5
合計	…	926	合計	…	948

注) 代表的事例として 2ヶ年分のみを表記。なお、1916 年以降負担口数表記が「戸数」に変更されている。

出典) 第 2-a 表に同じ

中位が 20~26%、下位が 64~66%を占めている。浅井町の資料とは時期がズれるため、厳密な比較はできないが、合併前の旧浅井町よりも相対的には階層間の開きが小さく、中位層が相対的に多い状況がうかがえよう。相対的に都市化の進んでいた浅井町と農村的色彩のなお強い瑞穂村の差がそこから読み取れ

第3-a表 葉栗郡瑞穂村の戸数割等差表にみる等級別住戸構成

		上位	中位	下位	等外	合計
1900年	戸数	28	85	272	22	407
	税負担口数	178.00	147.20	166.05	0.00	491.25
1903年	戸数	28	118	284	10	440
	税負担口数	197.00	195.70	177.80	0.00	570.50

注) 瑞穂村における税負担口数の表記は「口」。

1900年の上位：1等～6等、中位：7等～11等、下位：12等～23等

1903年の上位：1等～6等（1等は甲乙区分）、中位：7等～12等、下位：13等～23等
出典) 『村会議案及決議綴』（瑞穂村役場）より

第3-b表 瑞穂村戸数割等差表等級一覧(1903年)

等級	口数	戸数
甲1等	45.00	1
乙1等	12.00	1
2等	9.00	5
3等	7.00	5
4等	5.00	4
5等	4.00	4
6等	3.00	8
7等	2.50	11
8等	2.00	19
9等	1.80	18
10等	1.60	13
11等	1.40	29
12等	1.30	28
13等	1.20	54
14等	1.00	22
15等	0.90	22
16等	0.80	22
17等	0.70	12
18等	0.60	19
19等	0.50	14
20等	0.40	18
21等	0.30	30
22等	0.20	35
23等	0.10	36
等外	…	10
合計	…	440

注) 1900年の等差表では1等の甲乙区分はない。

出典) 第3-a表に同じ

るであろうか。ただし、戸数規模からすれば、1903年の瑞穂村の課税対象戸数440戸と1907年の合併後の浅井町の926戸との差は500戸足らずしかなく、旧浅井町の人口規模がそれほど大きかったわけではない。

(2) 葉栗郡黒田町

黒田町は、葉栗郡の西部、木曽川が西から南へ向けて流路を変える地点に位置し、名古屋から一宮、木曽川対岸の笠松を経て岐阜へ通じる岐阜街道に沿う町である。1889年の町村制施行で旧黒田村始め6村が合体して黒田村が成立し、1894（明治27）年に単独で町制を施行、1906年の愛知県の合併推進事業で西隣の木曽川本川に面した里小牧村、玉井村を併合した。その後、1910（明治43）年に木曽川町に町名変更し、2005（平成17）年に一宮市と合併するまで存続した。2万分1地形図にみる1891年当時の土地利用では、水田が卓越しており、木曽川本川に沿って細長く南北に伸びる自然堤防上は桑園となっている。1895（明治28）年の人口規模は、戸数1,020戸、現住人口5,166人で、葉栗郡内で最大となっている¹²⁾。第4-a表にみるように、1896年度の課税対象

第4-a表 葉栗郡黒田町の戸数割等差表にみる等級別住戸構成

		上位	中位	下位	等外	合計
1892年	戸数	62	174	714	106	1,056
	税負担口数	346.00	372.60	336.65	0.00	1,055
1896年	戸数	72	164	713	71	1,020
	税負担口数	352.30	324.60	343.80	0.00	1,021
1897年	戸数	76	199	658	62	995
	税負担口数	3,959	3,638	3,426	0	11,023
1898年	戸数	63	178	691	60	992
	税負担口数	3,638	3,698	3,855	0	11,191

注) 負担口数の表記は黒田町では1896年までは「戸数」、1897年以降「点数」。

1892年は上位：1等～6等（1等は甲乙区分）、中位：7等～11等、下位：12等～20等

1896年は上位：1等～8等（1等は甲乙区分）、中位：9等～16等、下位：17等～25等

1897年は上位：1等～10等、中位：11等～19等、下位：20等～30等

1898年は上位：1等～9等、中位：10等～18等、下位：19等～30等

出典) 1892年は『葉栗郡黒田村等級別人員簿』、他は『葉栗郡黒田町等級別人員表』各年度分より

第4-b表 黒田町戸数割等差表等級一覧

1896年			1897年		
等級	戸	戸数	等級	点	戸数
甲1等	31.0	1	1等	350	1
乙1等	13.0	1	2等	130	4
2等	10.0	7	3等	100	5
3等	6.0	4	4等	80	2
4等	4.8	5	5等	60	5
5等	4.3	13	6等	48	6
6等	3.8	9	7等	43	10
7等	3.3	14	8等	38	8
8等	3.0	18	9等	33	19
9等	2.8	11	10等	30	16
10等	2.6	20	11等	28	13
11等	2.4	24	12等	26	18
12等	2.2	14	13等	24	24
13等	2.0	19	14等	22	11
14等	1.8	11	15等	20	18
15等	1.6	23	16等	18	12
16等	1.4	42	17等	16	28
17等	1.2	34	18等	14	32
18等	1.0	89	19等	12	43
19等	0.8	48	20等	10	87
20等	0.7	48	21等	9	41
21等	0.6	49	22等	8	48
22等	0.5	70	23等	7	45
23等	0.4	91	24等	6	76
24等	0.2	128	25等	5	76
25等	0.1	156	26等	4	40
外等	…	71	27等	3	86
合計	…	1,020	28等	2	30
			29等	1.5	90
			30等	1	39
			外等	…	62
			合計	…	995

注) 2ヶ年分のみを表記。なお、1897年以降負担口数表記が「点数」へ変更されている。1896年の合計は計算上1,020戸となるが、原表では1,210戸と表記されている。

出典) 第2-a表に同じ

戸数は1,020戸で、等外の認定はあるものの、現住のほぼ全戸が課税対象となっている。1920年の国勢調査によれば、職業別人口で工業が51%、農業が33%、商業が7%を占めるが、5町村のうちでは男子の工業従業者が30%、商業が10%といずれも中島郡奥町に次いで高く、男子の離農が比較的良好に進んでいる。黒田町の資料については、現在のところ、1892（明治25）年と1896（明治29）年～1898（明治31）年の4ヶ年分の『葉栗郡黒田町等級別人員表』（1892年当時はまだ村制）があるのみで、1906年の合併以前の旧黒田町域のみの資料である。

黒田町の等級区分は村制当時の1892年には1等～20等（ただし1等は甲乙区分あり）、1896年には1等～25等（ただし1等は甲乙区分あり）、1897年、98年は1等～30等となっており、96年と97年の2ヶ年分についてその等級一覧を第4-b表に示した。この2年の間に税負担口数の単位が「戸」から「点」に変更され、等級ごとの負担割合も変更されている。最上位者の負担割合が高くなっているようにもみられるが、等級数が増えたことによって下層の負担比率がむしろ高まっており、この時期には全体として町内の戸数、人口が漸減傾向にある中、戸数割の減収分を下位層から広く徴収しようとしたとみることができる。

町民の階層構成をみると（第4-a表）、等級区分の頻繁な変更によって年度による変化が比較的大きいが、おおむね1等～9等ないし10等相当までが上位層に位置づけられ、その戸数は60戸台～70戸台を数え、比率的には6%～7%台を占めている。中位層に含まれるのは10等前後から30等級区分でみて18等ないし19等までの等級で、170戸前後から200戸弱、比率にして16%～20%を占めている。19等ないし20等以下が下位層に相当し、課税対象戸数の66%～70%近くを占めている。さらに毎年等外が1割近く見られるが、年々減少傾向にある。葉栗郡浅井町に比して、やや中位層が薄く、下位層が厚い傾向にはあるが、資料の示す時期がかなりずれており、単純な比較はできない。

(3) 中島郡奥町

奥町は中島郡の北西端に位置し、北は葉栗郡黒田町、南は中島郡起町、東寄

りは今伊勢村に境を接し、西は木曽川に面している。1889年の町村制実施の際に奥村（東奥村、西奥村の合体）として発足し、1894年に町制施行している。戦後1955（昭和30）年の一宮市への編入まで単独で町制を続けてきたが、2万分1地形図によって1891年当時の状況を見ると、木曽川左岸沿いに南側の起村から小信中島村を経て奥村（西奥）まで道に沿って、ほぼ人家が連続した町屋が形成されており、都市的な傾向が現れていたとみることができる。土地利用では町内東側に水田が多く、西側の集落間は普通畑とみられる。町制施行直後の1895年の戸数は765戸、現住人口は5,671人で、本籍人口3,324人に対して2,000人以上も現住人口が多く、多くの流入人口を抱えていたとみられる¹³⁾。戸数割等級表の利用できる1908（明治41）年度の課税対象戸数736戸に対して（第5-a表）、1907（明治40）年末の現住戸数は753戸、現住人口は5,757人（本籍人口は4,109人）で¹⁴⁾、ほぼ全戸が課税対象であったとみることができる。1920年の国勢調査によれば、職業別では工業が61%と非常に高く、

第5-a表 中島郡奥町の戸数割等差表にみる等級別住戸構成

		上位	中位	下位	等外	合計
1908年	戸数	9	29	459	239	736
	税負担口数	8,400	7,630	7,704	0	23,734
1910年	戸数	9	27	504	175	715
	税負担口数	9,450	7,890	8,842	0	26,182
1912年	戸数	10	27	519	157	713
	税負担口数	9,680	7,020	8,281	0	24,981
1914年	戸数	9	30	575	95	709
	税負担口数	9,009	7,879	8,308	0	25,196
1916年	戸数	8	28	559	109	704
	税負担口数	8,580	7,960	8,431	0	24,971

注) 負担口数の表記は奥町では「仮定率」。

1908年は上位：1等～5等、中位：6等～13等、下位：14等～38等

1910年は上位：1等～5等、中位：6等～11等、下位：12等～38等

1912年は上位：1等～5等、中位：6等～12等、下位：13等～38等

1914年は上位：1等～6等、中位：7等～14等、下位：15等～39等

1916年は上位：1等～6等、中位：7等～13等、下位：14等～39等

出典) 『奥町会決議綴』各年分より

農業は20%、商業は10%で、織物業を中心とした工業地となっていたことがうかがえる。織物工場の展開も早く、1898（明治31）年～99年にかけての時期には「個別工場一覧」で11～12工場、400人弱の職工数を数えている¹⁵⁾。

奥町の戸数割等差表は、1908（明治41）年～1917（大正6）年までのものが利用できるが、1913（大正2）年までは1等～38等まで、1914年以降は1等～39等までに等級区分されている（第5-b表）。税負担口数は「仮定率」と表記されており、最下等の38等または39等を1として、1等は1908年には

第5-b表 奥町戸数割等差表等級一覧

1908年						1916年					
等級	仮定率	戸数	等級	仮定率	戸数	等級	仮定率	戸数	等級	仮定率	戸数
1等	2,000	1	22等	50	7	1等	2,430	1	22等	55	7
2等	1,500	1	23等	45	8	2等	1,750	1	23等	50	5
3等	1,000	1	24等	40	6	3等	980	1	24等	45	4
4等	750	3	25等	35	10	4等	850	2	25等	40	9
5等	550	3	26等	30	15	5等	650	1	26等	35	41
6等	450	5	27等	25	34	6等	535	2	27等	30	11
7等	350	2	28等	20	15	7等	435	6	28等	25	17
8等	300	3	29等	16	9	8等	345	4	29等	20	8
9等	260	3	30等	12	21	9等	290	3	30等	15	13
10等	230	3	31等	10	13	10等	250	3	31等	12	14
11等	200	6	32等	8	20	11等	220	5	32等	10	20
12等	170	3	33等	6	7	12等	190	3	33等	8	21
13等	150	4	34等	5	27	13等	170	4	34等	6	26
14等	130	6	35等	4	22	14等	145	2	35等	5	32
15等	115	2	36等	3	36	15等	125	5	36等	4	30
16等	100	3	37等	2	60	16等	110	4	37等	3	48
17等	90	3	38等	1	105	17等	100	5	38等	2	73
18等	80	5	計	…	497	18等	90	4	39等	1	144
19等	70	7	等差外	…	239	19等	80	3	計	…	595
20等	60	12	合計	…	736	20等	70	7	等差外	…	109
21等	55	6				21等	60	6	合計	…	704

注) 代表的事例として2ヶ年分のみを表記。なお、1914年以降等級が38等から39等へ変更。1916年の原表では38等の数が74人、合計が705人と記入されているが、38等の記載者の集計値は73人である。

出典) 第5-a表と同じ

2,000、1909年～11年までは2,500、12年2,420、1913年と14年は2,429、1915年以降は2,430が配分され、2等以下もそれぞれ年度による微妙な変化がみられる。ただ、等級区分はかなり機械的に割り振っているところがみられ、各等級ごとの該当人数は、下位ほど多くなる傾向にはあるが、まちまちなどころも多く、1917年では5等、6等と14等には該当者がいない結果となっている。税負担割合からみた上位層は1等～5等または6等で、該当戸数は8～10戸程度、中位層は6等または7等～11等から14等の間で、該当戸数は27戸～33戸程度、下位層はそれら以下の等級に区分され、460戸～570戸程度が含まれている。さらに等外が毎年相当数みられ、100戸前後から200戸以上に及ぶ年もある。織物工場における若年の寄宿女工などがどのような取扱いであったのか詳細はわからないが、それにしても、上位層は課税該当戸数の1%前後、中位層でも4%前後しかなく、下位層が70%前後～80%前後を占め、等外もほぼ15%前後～20%以上に達している。一部の高所得または資産家の階層と比較的低所得・低資産の階層に二分され、中間層が薄いことが読み取れる。

(4) 中島郡今伊勢村

今伊勢村は中島郡の北部に位置し、東に一宮町、西に起町、北に奥町および葉栗郡黒田町と境を接している。1889年の町村制施行によって、神戸村、馬寄村、開明村が成立したが、1906年の愛知県における大合併の際に、この3村が合併して今伊勢村となった。村内東側の旧神戸村と旧馬寄村は岐阜街道が村内を南北に縦断している。旧開明村は村内西部に位置し、起町、奥町の近隣に当たっており、1955年の尾西市発足の際には、今伊勢村のうち旧開明村域が尾西市に編入され、他の旧2村は一宮市に編入されている。2万分1地形図から1891年の土地利用をみると、一宮町に境を接する神戸村域では岐阜街道に沿って南の一宮側から町屋が連続しており、全体に水田利用が少なく、畑地が多いが、その北側の馬寄村域では東半分で集落と畑地、西側で水田が広がり、開明村域でも神戸村と接する東側で畑地が多く、西側では水田利用が卓越している。今伊勢村発足時の1906年の戸数、人口は1,051戸、6,054人、1920年の国勢調査では1,150戸、5,968人で世帯数の増加が目立っている。しかし、

課税対象戸数は1910年の1,028戸から1919年の1,012戸へ微減となっており(第6-a表)、統計の動向とはうまく合致していない。1920年の職業別人口では、60%が農業で占められ、工業は27%となっているが、なお農村的色彩が色濃い。世帯数の増加は工業従業者関係の単身世帯(若年の織布女工の寄寓など)の増加とすれば、村役場が課税対象から外した可能性もある。ちなみに今伊勢村の戸数割等差表では大正中期にかけての時期には等外の該当者はいない。

今伊勢村の戸数割等差表等級は、1910(明治43)年~1919(大正8)年にかけて1等~38等の区分で変更はないが、等級ごとの税負担口数(今伊勢村では「確定率」という表記がなされている)は、1910年には1等の400から38等の1までの配分で、1919年には1等の500から38等の1までである(第6-b表)。1等の負担が大きくなっているものの、2等から32等までの負担口数は小さくなっている。1916年には1等が600で、2等以下の負担口数は従前と変更がなかったため、上位層での負担が大きくなっていたが、それがかなり軽減された形に

第6-a表 中島郡今伊勢村の戸数割等差表にみる等級別住戸構成

		上位	中位	下位	等外	合計
1910年	戸数	50	141	837	0	1,028
	税負担口数	9,255	8,952	9,537	0	27,744
1911年	戸数	50	144	839	0	1,033
	税負担口数	9,230	9,072	9,547	0	27,849
1913年	戸数	49	143	832	0	1,024
	税負担口数	9,135	9,117	9,515	0	27,767
1916年	戸数	57	148	807	0	1,012
	税負担口数	9,475	8,604	9,106	0	27,185
1919年	戸数	58	163	791	0	1,012
	税負担口数	6,548	5,615	6,346	0	18,509

注) 負担口数の表記は今伊勢村では「確定率」。

1910年は上位:1等~9等、中位:10等~21等、下位:22等~38等

1911年は上位:1等~9等、中位:10等~21等、下位:22等~38等

1913年は上位:1等~9等、中位:10等~21等、下位:22等~38等

1916年は上位:1等~10等、中位:11等~22等、下位:23等~38等

1919年は上位:1等~10等、中位:11等~23等、下位:24等~38等

出典)『(今伊勢村役場)村会決議綴』各年分より

第 6-b 表 今伊勢村戸数割等差表等級一覽

等級	1910 年					1919 年					
	確定率	戸数	等級	確定率	戸数	等級	確定率	戸数	等級	確定率	戸数
1 等	400	1	21 等	42	22	1 等	500	1	21 等	26	16
2 等	335	4	22 等	38	26	2 等	300	4	22 等	24	15
3 等	280	6	23 等	34	13	3 等	200	3	23 等	22	28
4 等	235	3	24 等	30	23	4 等	150	2	24 等	20	48
5 等	200	5	25 等	26	43	5 等	120	6	25 等	18	46
6 等	170	6	26 等	23	30	6 等	100	8	26 等	16	48
7 等	145	6	27 等	20	55	7 等	85	1	27 等	14	26
8 等	125	10	28 等	17	58	8 等	77	9	28 等	12	50
9 等	110	9	29 等	14	54	9 等	71	15	29 等	10	42
10 等	100	11	30 等	12	38	10 等	65	9	30 等	9	39
11 等	93	5	31 等	10	53	11 等	59	10	31 等	8	53
12 等	86	12	32 等	8	64	12 等	55	5	32 等	7	56
13 等	80	7	33 等	6	57	13 等	51	8	33 等	6	45
14 等	75	3	34 等	5	60	14 等	47	10	34 等	5	51
15 等	70	11	35 等	4	52	15 等	43	9	35 等	4	75
16 等	65	17	36 等	3	65	16 等	40	9	36 等	3	60
17 等	60	11	37 等	2	78	17 等	37	15	37 等	2	82
18 等	55	11	38 等	1	68	18 等	34	12	38 等	1	70
19 等	50	20	合計	…	1,028	19 等	31	14	合計	…	1,012
20 等	46	11				20 等	28	12			

注) 代表的事例として 2ヶ年分のみを表記。

出典) 第 6-a 表と同じ

なっている。等級ごとの負担口数でみた上位層はおおむね 1 等～9 等もしくは 10 等に該当し、中位層は 10 または 11 等から 21～23 等、下位層は 22～24 等以下に該当している（第 6-a 表）。各階層に含まれる戸数は、上位が 50 戸（5%）前後、中位が 140～160 戸（14～15%）前後、下位が 800 戸（80%）前後を占めている。下位層が 8 割を占めるものの、中位層、上位層も比較的多く認められる。

(5) 丹羽郡西成村

西成村は丹羽郡の西端に位置し、北は葉栗郡浅井町と、西は中島郡一宮町と、

南は丹羽郡丹陽村と、東は丹羽郡古知野町、布袋町、千秋村と境を接している（丹羽郡では西成村とともに千秋村、丹陽村が現在の一宮市に含まれている）。1889年の町村制施行時に成立した時ノ島村、赤羽村、穂波村、浅淵村と、豊島村および多加森村の各一部の地区が1906年に合併して西成村となった。標高は12m前後で、2万分1地形図にみる1891年当時の土地利用は、水田と普通畑がほぼ3対2程度の割合で広がっている。1906年の戸数人口は1,688戸、9,156人となっており、ここでの対象5町村中最大であったが、1920年の国勢調査時には戸数、人口とも減少し、葉栗郡黒田町に次いでいる。西成村の戸数割等差表では、1907年の1,680戸から1920年の1,619戸まで減少しているが（第7-a表）、課税対象外の戸数が増加する傾向にある。1920年の職業別就業者数では、農業が77%（男子のみでは82%）を占めており、工業が13%（女子のみでは27%）でこれに次いでいる。対象5町村中では最も農村的色彩が強く、工業、商業とも最も低い比率になっている。

西成村における戸数割等差表の等級区分は、利用可能な1907年以降のみでも、同年の1等～31等に対して、1911年、1914年は1等～33等、1920年に

第7-a表 丹羽郡西成村の戸数割等差表にみる等級別住戸構成

		上 位	中 位	下 位	等 外	合 計
1907年	戸 数	154	479	1011	36	1,680
	税負担口数	638.90	675.35	575.64	0.00	1,889.89
1911年	戸 数	157	398	1081	27	1,663
	税負担口数	677.35	618.30	634.30	0.00	1,929.95
1914年	戸 数	162	383	1070	25	1,640
	税負担口数	627.50	567.05	610.72	0.00	1,805.27
1920年	戸 数	148	420	1023	28	1,619
	税負担口数	620.70	622.60	538.27	0.00	1,781.57

注) 負担口数の表記は西成村では「個数」。

1907年は上位：1等～15等、中位：16等～22等、下位：23等～31等

1911年は上位：1等～17等、中位：18等～23等、下位：24等～33等

1914年は上位：1等～17等、中位：18等～23等、下位：24等～33等

1920年は上位：1等～17等、中位：18等～22等、下位：23等～29等

出典) 『(西成村役場) 議案留』 各年分より

は1等～29等となって微妙な変更がみられる（第7-b表）。各年とも上位層に含まれるのは、1等～15等ないし17等、中位層は16等ないし18等～22、23等、下位層は23、24等以下に対応している。上位層には各年とも150戸前後が該当し、全戸のほぼ9%余を占めている。中位層には400戸前後、23%～28%が含まれ、下位層は1,000戸余、60%～65%を占めている。このほかに各年に等外が20～30戸、2%前後を数えている。上位層、中位層が合わせてほぼ全戸の3分の1、残る3分の2が下位層に位置づけられるが、上位、中位がかなり厚い層をなしている。

第7-b表 西成村戸数割等差表等級一覧

1907年						1914年					
等級	個数	戸数	等級	個数	戸数	等級	個数	戸数	等級	個数	戸数
1等	18.00	2	19等	1.50	64	1等	23.00	2	19等	1.75	50
2等	15.00	1	20等	1.30	88	2等	17.00	1	20等	1.60	53
3等	12.00	2	21等	1.15	81	3等	13.00	1	21等	1.45	78
4等	8.00	4	22等	1.10	113	4等	10.00	2	22等	1.30	64
5等	7.00	3	23等	1.00	126	5等	8.00	4	23等	1.15	85
6等	6.30	7	24等	0.90	120	6等	7.00	1	24等	1.10	86
7等	5.80	5	25等	0.75	100	7等	6.30	5	25等	1.00	104
8等	5.30	11	26等	0.62	117	8等	5.70	9	26等	0.90	102
9等	4.80	8	27等	0.50	132	9等	5.10	10	27等	0.78	122
10等	4.30	15	28等	0.40	99	10等	4.60	8	28等	0.65	80
11等	3.80	9	29等	0.32	160	11等	4.10	6	29等	0.52	102
12等	3.40	18	30等	0.25	144	12等	3.70	13	30等	0.40	116
13等	3.00	21	31等	0.10	13	13等	3.30	5	31等	0.30	122
14等	2.65	18	等外	…	36	14等	2.90	24	32等	0.20	110
15等	2.35	30	合計	…	1,680	15等	2.60	18	33等	0.12	126
16等	2.10	32				16等	2.30	25	等外	…	25
17等	1.90	43				17等	2.10	28	合計	…	1,640
18等	1.70	58				18等	1.90	53			

注) 代表的事例として2ヶ年分のみを表記。なお、等級は1907年が31等まで、1911年と1914年が33等まで、1920年が29等までの区分となっている。

出典) 第7-a表と同じ

(6) 小括

以上のように、該当5町村の住民の階層構成を分析してきたが、上位層・中位層・下位層の階層構成を各町村ごとに改めて示せば、葉栗郡浅井町で3%・20%前後・75%前後、黒田町で6~7%・16%~20%・66%~70%、中島郡奥町で1%前後・4%前後・70%前後~80%（等外扱いが別に15%~20%）、今伊勢村で5%・14~15%・80%、丹羽郡西成村で9%台・23%~28%・60%~65%であった。奥町がこれら5町村の中では、最も階層分化が進んでいる。上位5%程度の住戸が戸数割負担の3分の2を占めており、等外該当数が非常に多く、農業集落というよりも寄宿工女を多く抱える織物工業集落の特性を強く反映したものとなっていると言える。浅井町や黒田町は町制を施行しているだけあって、商工業比率が高めになっているものの、奥町ほど極端な階層分化は示しておらず、上位、中位層に含まれる住戸が全戸の4分の1程度はみられ、中間層が比較的厚いと言えよう。今伊勢村や西成村は農業集落的傾向が強く、そのなかで織物生産の拡大による一定の工業化の程度を示すが、上位層、中位層が比較的厚いと言えよう。

明治後期から大正中期にかけての尾西地方の所有耕地広狭別農家構成を郡別にみると（第8表）、年次による変動はあるものの、丹羽郡は全県に近い構成となっている。葉栗郡と中島郡における5反未満層の比率は、全県や尾張の平均と比してかなり高くなっており、その分5反~1町層の比率が低く、1町~3町の自作上層から手作り地主層は葉栗郡で低いものの、他はほぼ尾張平均に近い傾向にある。この地方では50町以上層は非常に限定されており、5町~10町層が村内上位層を形成している。これは別稿でも述べたように、古島・守田（1951）の指摘する近畿・瀬戸内型の中小地主層が支配的な類型と同様の傾向である（中島2016）。

ここで取り上げた5町村の住民構成は、すべてが農家というわけではなく、とりわけ奥町では農村の色彩がかなり低くなっているものの、他の町村では農村の色彩がまだ比較的強く残っており、耕地所有規模が町村内での階層構成の重要な指標となっているとみてよいだろう。各町村内における中位層に含まれ

第8表 丹羽・葉栗・中島3郡の所有耕地広狭別農家構成

1908年	農家総数	所有農家計	5反未満	5反~1町	1町~3町	3町~5町	5町~10町	10町以上
愛知県	218,228	211,266	45.1	33.3	17.7	2.5	0.9	0.3
尾張国	117,939	114,729	46.6	33.4	15.8	2.6	1.1	0.4
丹羽郡	15,251	15,251	41.9	35.2	16.9	3.8	1.8	0.3
葉栗郡	6,127	5,547	50.0	30.0	15.0	3.0	1.5	0.5
中島郡	18,904	17,158	61.7	22.1	12.4	2.6	0.8	0.4
1913年	農家総数	所有農家計	5反未満	5反~1町	1町~3町	3町~5町	5町~10町	10町以上
愛知県	207,932	192,988	48.8	30.5	16.4	2.8	1.1	0.4
尾張国	110,623	98,797	50.4	28.8	15.7	3.2	1.4	0.5
丹羽郡	15,539	15,241	41.2	37.0	16.2	3.6	1.7	0.3
葉栗郡	5,078	4,312	68.4	19.5	9.8	1.5	0.7	0.2
中島郡	16,413	13,357	58.8	22.1	15.2	2.4	1.1	0.4
1918年	農家総数	所有農家計	5反未満	5反~1町	1町~3町	3町~5町	5町~10町	10町以上
愛知県	204,743	169,451	48.0	30.1	17.8	2.7	1.0	0.4
尾張国	108,229	80,093	49.4	27.9	17.5	3.3	1.3	0.6
丹羽郡	13,905	12,722	49.0	32.7	14.8	2.1	1.0	0.5
葉栗郡	4,999	3,524	60.8	25.9	10.8	1.5	0.7	0.3
中島郡	15,111	12,932	57.2	23.9	14.8	2.7	1.0	0.5

注) 農家総数と所有農家計欄は実数(戸)、広狭別欄は所有農家計を100%とする構成比(%)。
出典) 各年の『愛知県統計書』より作成

る住戸の多さは、織物業などの非農業所得の大きさの反映とみることもできるが、中・上層農家数の多さの反映とみなしてよいと考えられる。

4. おわりに

本稿では、明治大正期における地方税の柱の一つであった戸数割の徴税に当たって、町村役場が作成した町村会資料である「県税戸数割賦課等級表」(ここでの対象町村では「県税戸数割賦課等差表」等と表記されている)を利用して、愛知県西部の尾西地方にあった5町村における住民の経済的階層構成を分析してきた。戸数割の各戸への賦課に当たっては、資産や所得状況に応じて各町村内の住戸(独立した生計を営む家族)を等級分けし、その等級に応じた税

額を各戸から徴収していた。しかし、その等級区分のもとになる資産額や所得額の統一された基準が示されているわけではなく、ここでの対象町村の資料においても、等級を分けるための資産や所得に関する基準を見出すことはできなかった。町村会における「見立割」が行われていたものと考えられる。

そうした状況にあっても、町村住民の経済的な階層構成が、全体としては等級区分に反映しているという判断の下で5町村の等級表の分析を行い、町村住民を経済的な意味で「上位層」、「中位層」、「下位層」に3区分して、その構成を町村ごとに検討した。本稿では現在の愛知県一宮市に含まれる丹羽郡旧西成村、旧葉栗郡浅井町と黒田町、旧中島郡奥町と今伊勢村の5町村（浅井町に関しては、同町と合併する以前の旧瑞穂村についても取り上げた）を対象として、早い時期の町村では1900年前後（明治30年前後）から、そのほかにも1907（明治40）年頃～大正中期の1920年頃までの「等級表」を中心に整理・分析を行った。併せて、1891（明治24）年測量の2万分1地形図を用いて、当時の各町村の土地条件、土地利用状況を示し、1920（大正9）年の『国勢調査報告』を用いて、職業別人口から大正中期の町村ごとの産業構成を検討した。

その結果、中島郡奥町が、これら5町村の中では工業を軸に突出して都市化の進展した町となっていたことが明らかとなった。塩沢・近藤（1985）や石川（1971、1984）の研究が示しているように、早くからの地主・商人資本による機業経営の展開が、こうした都市化を進めてきたものと想定される。それと同時に、他町村にはみられないほどの階層分化の進展が認められ、町内の限られた上位層に富が集中し、町民の9割以上が下位層に位置づけられる実態が明らかとなった。奥町以外では、葉栗郡黒田町が相対的に都市化の進展した町であるものの、上位層への富の集中は奥町に比べるとそれほど進んでおらず、残る3町村と比べても、あまり大差のない状況にあった。奥町以外では、総じて上位層と中位層が併せて村民の20～30%を占めており、比較的多くの住民が経済的に一定の余力を持った階層であったと考えられる。そして、その多くは農民（自作上層）または地主で占められていたとみられる。

これらの町村では、明治大正期にあって少ないところでも10人以上、多いところでは30数人の織物工場主が現れ、それぞれが小規模なところで10数人

から大規模なところでは100人以上の職工数を擁する工場経営を行っていた。各町村ごとのこうした階層構成をもつ住民の中から織物工場主が出現してきたのである。そうした織物工場主の主たる出身階層がどの階層にあったのか見極めることで、尾西地方における織物工業地域の形成と当該地域の農村の社会経済構造との関わりが明らかになるだろう。それら織物工場および工場主の実態解明は別稿で論じるべき課題として残されている。

注

- 1) 愛知県尾西地方の町村では、「県税戸数割等差表」等の名称が用いられていることが多い。本稿で用いる資料は、丹羽郡西成村が『西成議案留』、葉栗郡浅井町が『議案綴』または『町会決議綴』（浅井町に合併される以前の瑞穂村については、『村会議案及決議綴』または『村会決議綴』）、中島郡今伊勢村が『決議書綴』、中島郡奥町が『町会決議綴』にそれぞれ綴じ込まれている文書で、いずれも一宮市博物館が所蔵する資料である。なお、葉栗郡黒田町については、筆者が所蔵する『愛知県葉栗郡黒田村等級別人員簿』（明治25年調）および『愛知県葉栗郡黒田町等級別人員表』（明治29年度～明治31年度）を用いている。
- 2) 国立国会図書館蔵『太政官布告 自明治十一年至明治十二年 第七』（1879）による。
- 3) 国立国会図書館蔵『明治十七年 愛知県布達類聚』（1886）による。
- 4) 本稿では口数と表記しているが、町村ごとに用語はまちまちで、対象とした町村では戸数、個数、点数、仮定率、確定率などの表現が用いられている。
- 5) 筆者が大阪府泉北郡で行った同様の研究では、泉北郡の4村（現在の泉大津市、和泉市の各一部）の事例を取り上げたが、村ごとに基準は異なるものの、おおむね所有耕地規模をベースにした資産状況に基づく等級区分を行っていた（中島2001）。
- 6) 1920年に実施された第1回国勢調査では、「産業別」という表記を取らず、「職業別」として表記している。その職業別の大分類項目として、「農業」、「水産業」、「鉱業」、「工業」、「商業」、「交通業」、「公務、自由業」、「其他ノ有業者」、「家事使用人」、「無業者」の10項目に分け、これらを男女別に「本業者」と「本業ナキ従属者及家事使用人」に区分して実数を記載している。本稿では主要な農工商の3項目のみを取り上げている。
- 7) 等級ごとの負担割合は、当該町村の各等級に割り振られた税負担口数にその等級に該当する対象者の数を乗じ、その値を全等級の合計負担口数で除することで求めた。
- 8) 一般的には、各町村とも等級が下位になるほど、その等級に含まれる対象者の人数は大きくなる（普通、最上位の等級には1人か2人しか含まれないが、下位の等級では数十人～100人が含まれる場合もある）。等級を単位として3階層区分を行うため、対象住民を厳密に3分の1ずつには区分できず、近似的になっている点に留意する必要がある。町村ごとに、

- 同一町村でも時期によって等級区分が異なるため、対象とする町村や年度ごとに、どの等級がどの階層に属するかは、それぞれの町村に関する分析表の注記を参照されたい。
- 9) 1891 (明治 24) 年測図、1893 年発行の 2 万分 1 地形図「各務原」、「一宮」による。
 - 10) この現住戸数との差は、戸数割課税対象外住戸の存在と人口台帳に基づく統計上の誤差の双方を含んでいると思われるが、それぞれを峻別することはできない。
 - 11) 森林平に関しては、一宮市浅井町史編纂委員会編 (1967 pp. 470-471、pp. 619-636 など) に詳しい。
 - 12) 『愛知県治一斑』(第 1 回) による 1895 年の数値である。同書では県内の市町村別人口の記載はなく、「五千人以上現住ノ町村」の項目で、葉栗郡ではこの黒田町のみが取り上げられている。
 - 13) 前注参照。なお、「五千人以上現住ノ町村」は中島郡では一宮町と奥町のみである。
 - 14) 『愛知県統計書』(明治 40 年版) による。なお、『愛知県統計書』は明治 25・26 年版を最後に 10 年余刊行が中断していたが、1907 (明治 40) 年から再刊され、人口も市町村別の詳細な数値が記載されるようになる。中断されていた 1895 年～1906 年の間は注 12) の『愛知県治一斑』および『愛知県勸業年報』が小冊子体で刊行されている。
 - 15) 『愛知県勸業年報』(明治 31 年版、32 年版) に記載されている工場名簿 (職工数 10 人以上) による。

文 献

- 石川清之 (1971) 「産業資本確立期における織物業の展開と寄生地主制——一宮市奥町を素材として——」『土地制度史学』14-1 (通巻 53)、pp. 31-61
- 同上 (1984) 「独占資本段階における尾西地方の織物業と地主制」『社会経済史学』49-6、pp. 52-86
- 一宮市浅井町史編纂委員会編 (1967) 『一宮市浅井町史』、一宮市役所浅井支所
- 大島美津子 (1970) 「地方財政と地方改良運動」(所収 古島敏雄・和歌森太郎・木村礎編『郷土史研究講座 7 明治大正郷土史研究法』、朝倉書店、pp. 50-92)
- 川崎敏 (1960) 「幕末より明治初期における尾西機業の地域形成」『地理学評論』33-6、pp. 312-327
- 同上 (1964) 「産業革命期の尾西機業地域」『産業革命期前後の歴史地理 (歴史地理学紀要 6)』、日本歴史地理学研究会、pp. 41-60
- 同上 (1965) 「一宮機業地域における労働力吸引圏に関する地理学的研究」『市邨学園短期大学開学記念論叢』、市邨学園短期大学、pp. 255-328
- 同上 (1967) 「尾西毛織物工業地域の形成——大正・昭和初期——」『社会科学論集』、市邨学園短期大学社会科学研究会、pp. 1-39

- 坂本忠次（1975）「明治末町村財政における戸数割課税の展開（1）一岡山・山口県下町村の事例を中心に一」『岡山大学経済学雑誌』6-3・4、pp. 1-31
- 同上（1988）「地主制後退期の町村戸数割課税一大正期牛窓町における町税課税と地主負担との関係一」『岡山大学経済学雑誌』20-1、pp. 63-87
- 佐藤正広（1992）「戸数割税務資料の特性と精度について一資料論的覚え書き一」『経済研究（一橋大学経済研究所）』43-3、pp. 225-236
- 塩沢君夫・近藤哲生編（1985）『織物業の発展と寄生地主制』、御茶の水書房
- 中島茂（2001）『綿工業地域の形成一日本の近代化過程と中小企業生産の成立一』、大明堂
- 同上（2013）「明治期愛知県の市町村再編について」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』14（日本文化専攻編4）、pp. 1-26
- 同上（2016）「明治期愛知県農業の地域性に関する経済統計分析」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集（日本文化専攻編）』17（日本文化専攻編7）、pp. 1-36
- 古島敏雄・守田志郎（1951）「明治期における地主制度展開の地域的特性」『経済評論』6-5、pp. 16-27
- 水本忠武（1998）『戸数割税の成立と展開』、御茶の水書房